

自転車乗車用ヘルメットを着用しよう!!

～万が一の交通事故に備えて～

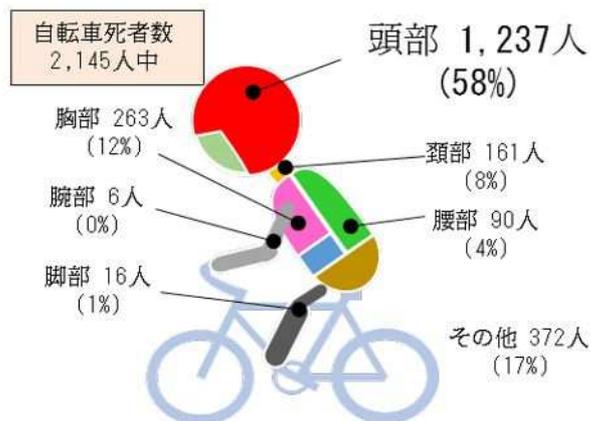
全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化

自転車乗車中における交通事故死者の約6割は頭部に致命傷を負っているほか、ヘルメット非着用時の致死率は着用時と比べて約2.2倍であること等を背景に、道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、1年以内に施行）により全ての自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。

万が一の交通事故に備え、自転車乗車用ヘルメットを着用しましょう。

※自転車交通事故死者34人（令和3年中、埼玉県内）のうち、ヘルメット着用者は0人でした。

自転車乗車中死者の人身損傷主要部位 (H29～R3)



「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

※ 警察庁データ

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率 (H29～R3合計)



※ 警察庁データ

交通事故に遭わないために...今すぐ実践しよう!!

「交差点」や「横断時」は安全確認の徹底を!

一時停止のある交差点や見通しの悪い交差点では必ず止まって安全を確認しましょう。

急に向きを変えたり道路を横断することは大変危険です。

他の車両や歩行者の動きに注意しましょう。

「ながら運転」は大変危険です!

スマートフォンやイヤホンを使用しながらの運転は、周囲の状況が分からず危険です。

絶対にやめましょう。

